

大学等の革新的な研究成果の権利取得・活用支援事業

令和3年度概算要求額 1.9 億円（1.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 大学等の研究機関において知財活動が定着し、安定的に活動が行われていますが、大学の発明届出件数は、研究者数と比して依然として多いとは言えません。
- このため、大学で生まれた有用な研究成果について特許権が取得されず、大学の基礎的な研究成果が十分に活用できないことが想定されます。
- 本事業では、大学と企業との連携活動に精通した専門家を大学等に派遣し、研究者への個別訪問等を通じて、有用な発明の発掘や知財権取得の重要性について啓発を行うとともに、発掘した発明を産学連携部門に確実に引き継いで、権利取得・活用につなげます。
- さらに、専門家候補の育成を加速度的に進めるための仕組みを整備します。

成果目標

- 令和5年度において、派遣先大学等における権利取得・活用支援のための環境整備の達成率評価の平均を70%以上とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

